
2001. 船積指図書（S/I）情報登録

業務コード	業務名
S I R	船積指図書（S/I）情報登録

1. 業務概要

輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報（以下、「S/I情報」という。）を登録し、貨物の運送（輸出）を指示する。システムはNACCS-S/I番号（以下、「N-S/I番号」という。）を払い出し、S/I情報を登録する。

また、本業務により登録済のS/I情報に対する訂正及び取消しも行う。

登録されたS/I情報に対して、以降、後続の業務（「輸出貨物情報登録（ECR）」業務）が行われな
い場合は、一定期間経過後システムから削除される。

本業務で登録されたS/I情報はECR業務や「インボイス・パッキングリスト情報登録（IVA）」業
務、「ACL情報登録（コンテナ船用）（ACLO1）」業務等で利用可能とする。

なお、入力電文がeBMS処理方式かつ、XML電文形式の場合、登録・訂正・取消しを行ったS/I情
報等を入力された海貨業担当者メールアドレス、申告予定担当者メールアドレスまたはS/I情報登録担
当者メールアドレス宛てにe-mailで送信する。

2. 入力者

通関業、輸出入者、海貨業

3. 制限事項

1 N-S/I番号に対して、以下のチェックを行う。

- ① 1業務で入力可能な搬入予定先は最大5ヶ所とする。
- ② 1業務で払い出し可能な品名欄番号は最大10件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 訂正または取消しの場合は、S/I情報DBに登録されているS/I情報登録者、海貨業者または通
関用申告予定者のいずれかの利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) S/I情報DBチェック

(A) 新規登録の場合

入力された荷主リファレンスナンバーまたは社内整理番号（海貨・通関用）がS/I情報DBに登
録済でないこと。

(B) 訂正の場合

- ① 入力されたN-S/I番号に係るS/I情報DBが存在すること。
- ② 訂正された荷主リファレンスナンバーまたは社内整理番号（海貨・通関用）がS/I情報DBに登
録済でないこと。

(C) 取消しの場合

入力されたN-S/I番号に係るS/I情報DBが存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) N-S/I 番号払い出し処理

新規登録の場合は、N-S/I 番号をシステムで払い出す。

(3) 品名欄番号払い出し処理

入力された品名に対して、入力順に品名欄番号を1~10までシステムで払い出す。

(4) S/I 情報DB処理

(A) 新規登録の場合

①システムで払い出したN-S/I 番号に対するS/I 情報DBを作成する。

②入力されたS/I 情報を登録する。

(B) 訂正の場合

①入力された内容でS/I 情報DBを更新する。

②「利用資格移管(RSI)」業務が行われたS/I 情報の場合は、「海貨業者(前資格者)」欄及び「通関用申告予定者(前資格者)」欄を、訂正前に最終移管先となっていた海貨業者及び通関用申告予定者で更新する。

(C) 取消しの場合

入力されたN-S/I 番号に対するS/I 情報DBを取り消した旨を登録する。

(5) e-mail 関連処理 (e-mail を送付する場合)

「海貨業担当者メールアドレス」、「申告予定担当者メールアドレス」または「S/I 情報登録担当者メールアドレス」の登録がある場合は、以下の処理を行う。

①e-mail を送付する旨をe-mail 用管理DBに登録する。

②帳票電文を帳票電文(PDF作成用)DBに登録する。

③帳票電文をPDF化し、e-mail 用保存DBに登録する。

④送信電文ファイルをe-mail 用保存DBに登録する。

⑤添付ファイル(必要文書)をe-mail 用保存DBに登録する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
船積指図書 (S/I) 情報	なし	入力者
	(1) 登録・訂正 海貨業者欄に入力がある (2) 取消し S/I 情報DBに海貨業者が登録されている	入力された海貨業者
	(1) 登録・訂正 通関用申告予定者欄に入力がある (2) 取消し S/I 情報DBに通関用申告予定者が登録されている	入力された通関用申告予定者
	(1) 登録・訂正 通知先コード欄に入力がある (2) 取消し S/I 情報DBに通知先が登録されている	入力された通知先
	(1) 訂正・取消し 入力者とS/I 情報登録者が異なる	S/I 情報登録者
船積指図書 (S/I) 情報 (e-mail) *1	以下の条件をすべて満たす場合に出力する (1) 入力電文がe bMS処理方式かつ、XML 電文形式である (2) 「海貨業担当者メールアドレス」、「申告予定担当者メールアドレス」または「S/I 情報登録担当者メールアドレス」に入力がある	入力された「海貨業担当者メールアドレス」、「申告予定担当者メールアドレス」または「S/I 情報登録担当者メールアドレス」

(*1) e-mail の出力内容については、以下のとおり。e-mail 送信の概要については、「EDI仕様書」参照。

項番	情報名	出力内容	出力例
1	宛先	「海貨業担当者メールアドレス」、「申告予定担当者メールアドレス」または「S/I 情報登録担当者メールアドレス」	—
2	件名	業務実施者 (5桁) +N-S/I 番号を設定 (10桁)	1ANAC1234567890
3	圧縮ファイル名	業務実施者(5桁)+“-”+“N-S/I 番号(10桁)+“-”+“処理月日時分(MMDDhhmm)+.zip	1ANAC-1234567890-10011200.zip
4	圧縮パスワード	パスワード付与のルールについては、別途通知	—
5	PDFファイル名	“SHIPPING INSTRUCTION” + “-” + “処理月日時分(MMDDhhmm)” .pdf	SHIPPING INSTRUCTION-10011200.pdf
6	PDFファイル	船積指図書 (S/I) 情報をPDF化して出力	—
7	メール本文	e-mail 本文情報DBより設定	—

7. 特記事項

- (1) 1N-S/I 番号に対して、関連付け可能な輸出管理番号の件数は最大32件とする。
- (2) 出力電文がXML対象である場合、出力情報のXML電文識別 (出力共通項目) にXMLへ変換する旨を設定する。

- (3) 入力電文が e bMS 処理方式かつ、XML 電文形式以外の場合で、送信先メールアドレスが入力された場合は、入力されたメールアドレス宛てには電文は送信せず、送信されない旨を注意喚起メッセージとして出力する。